リース事業協会 50 年史概要

公益計団法人リース事業協会

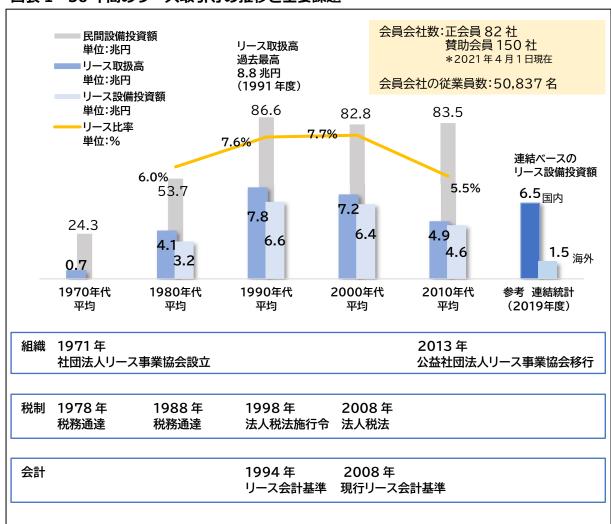
はじめに

リース事業協会(以下「当協会」といいます。)は、2021 年 10 月 15 日に設立 50 周年を 迎えます。会員会社並びに関係各位におかれましては、当協会の活動に対するご支援・ご協 力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

当協会では、設立 50 周年1を記念した調査研究及び広報活動の一環として、当協会の設立 から今日に至るまでの 50 年間に生じたリースの課題(図表 1 参照)に対して、当協会がど のように対応してきたか記録に残すとともに、リースのマーケットの 50 年間の変遷等を整 理し、現在そして将来のリースに関わる皆様方にご活用いただくことを目的として、当協会 の50年史を作成することといたしました。

50 年史は、「月刊リース」に連載するとともに(図表 2 参照)、当協会の Web ページに開 設した「協会設立 50 周年特設ページ」に掲載いたします。

図表 1 50 年間のリース取引等の推移と主要課題



 $^{^{1}}$ 当協会では法人化した 1971 年 10 月 15 日を起算点として周年事業を実施しています。

1

図表 2 リース事業協会 50 年史(月刊リース掲載予定)

掲載号	掲載内容		
2021 年 5 月号 (本号)	リース事業協会 50 年史概要		
	1. リースの需要動向		
	2. 協会設立の経緯と公益社団法人への移行		
	3. 当協会の組織と事業活動		
	4. 会員会社の状況		
	5. リースの重要課題と協会活動		
2021年6月号	リース事業協会 50 年史 I (1970 年代)		
2021年7月号	リース事業協会 50 年史 II (1980 年代)		
2021年8月号	リース事業協会 50 年史Ⅲ(1990 年代)		
2021年9月号	リース事業協会 50 年史Ⅳ(2000 年代)		
2021年10月号	リース事業協会 50 年史 V (2010 年代)		

注:5月号は協会設立から今日に至るまでの50年間の概要を掲載します。6月号~10月号において、10年ごとの詳細を掲載します。

【凡例】

- ①概要は 2021 年 5 月 1 日現在の情報に基づき作成しています。2010 年代と表記した場合に 2020 年及び 2021 年を含む場合があります。
- ②組織名や会社名は当時の名称で表記します。
- ③個人の敬称は「氏」または当時の役職で表記します。
- ④株式会社等の表記は省略します。
- ⑤リース関連用語は、できる限り一般的な用語で表記します。なお、用語の意味は以下の とおりです。

ユーザー:リース物件の使用者です。

リース:ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを包含します。

ファイナンス・リース:全額回収及び中途解約禁止の要件を満たすリースです。FL と略して表記する場合があります。

オペレーティング・リース: ファイナンス・リース以外のリースです。OL と略して表記する場合があります。

- ⑥年月日は西暦で表記します。
- ⑦当協会の刊行物や統計調査資料を引用する場合は、出典の記述を省略します。
- ⑧資料等の原文を掲載する場合は、原文のままで掲載します。

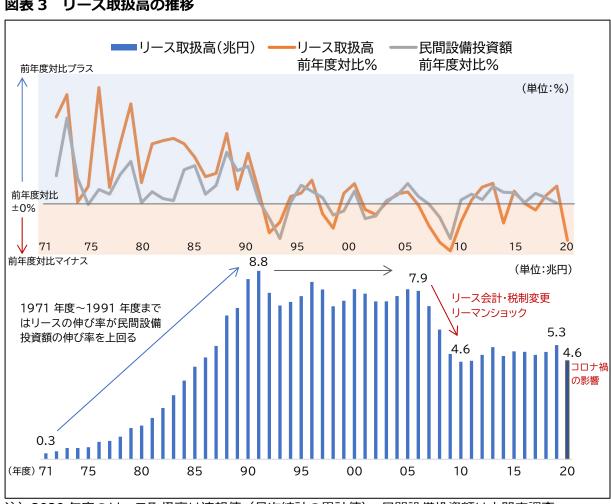
1. リースの需要動向

(1) リース取扱高(単体)

1971 年度のリース取扱高(国内・単体ベース)²は 0.3 兆円でした。その後、リースの取 引規模は、わが国経済の発展とともに急速に拡大し、1991年度のリース取扱高は過去最高の 8.8 兆円を記録しました。その後、リースの需要は民間設備投資額の増減とほぼ同じ推移を 示しましたが、後述するリース会計基準及び税制の変更による一部ユーザーのリース離れ (2008 年度以降)、リーマンショック(2008 年 9 月)の影響による民間設備投資の減少を 受けて、2010年度のリース取扱高は4.6兆円と大きく減少しました。

2019年度は、情報通信機器のリース需要が大きく伸びたことにより、リース取扱高は5.3 兆円に回復しましたが、2020 年度のリース取扱高(速報ベース)は 4.6 兆円と大きく減少 しました。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により企業の設備投資意欲が減退し、リ ースの需要が減少したことが要因です(図表3参照)。

図表3 リース取扱高の推移



注) 2020 年度のリース取扱高は速報値(月次統計の累計値)、民間設備投資額は内閣府調査

² 調査対象期間(年度)における新規リース契約のリース料総額(消費税は含みません。)を意味し ます。所有権移転外ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの計数であり、所有権移転 ファイナンス・リースの計数は含まれていません。リース開始日ベースで計上しています。

(2) リース設備投資額(連結)

当協会では、リース産業の実態をより的確に伝えるため、会員会社の国内・海外子会社の 計数を含む連結リース統計を 2012 年度分から実施して公表しています。

この統計では、国内・海外別、取引の種類別(ファイナンス・リース³、オペレーティング・ リース)にリース設備投資額ベース⁴で集計をしています。

2019 年度のリース設備投資額は、国内 6.5 兆円(うちファイナンス・リース 5.2 兆円、オペレーティング・リース 1.3 兆円)、海外 1.5 兆円(うちファイナンス・リース 0.5 兆円、オペレーティング・リース 1.0 兆円)の合計 8 兆円となりました。

2012 年度と 2019 年度を比較すると、国内ファイナンス・リースは 1.2 倍の伸びを示したのに対し、国内オペレーティング・リースは 2.2 倍と大きな伸びを示しています。

海外ファイナンス・リースは 1.7 倍の伸びを示したのに対し、海外オペレーティング・リースは 5 倍と大きな伸びを示し、国内・海外ともに、オペレーティング・リースが急拡大しています(図表 4 参照)。



図表 4 連結リース統計の推移

³ 所有権移転外ファイナンス・リースの計数であり、所有権移転ファイナンス・リースの計数は 含まれていません。

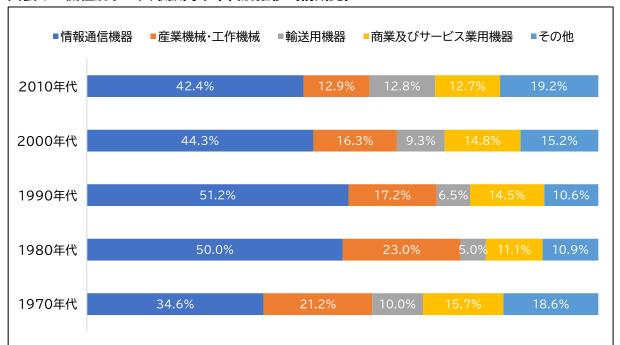
⁴ 調査対象期間(年度)における新規リース契約に係るリース物件の購入金額(消費税は含みません。)を意味します。リース開始日ベースで計上しています。所有権移転外ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの計数です。

(3) 機種別リース取扱高(単体)

「情報通信機器」の割合は、1970年代(34.6%)から1990年代(51.2%)にかけて高くなり、その後、割合が低下しましたが、すべての年代において最も高い割合を占めており、現在においても、リースの主力機器となっています。

「産業機械・工作機械」の割合は、1980年代(23.0%)をピークに低下しています。一方、自動車を中心とする「輸送用機器」の割合は、1980年代以降、高くなっています。

「商業及びサービス業用機器」の割合は、1970年代(15.7%)と 2000年代(14.8%) に高くなりましたが、2010年代(12.7%)は低下しました(図表 5 参照)。



図表 5 機種別リース取扱高の年代別推移(構成比)

注)各年代の機種別リース取扱高を加重平均して算出しています。構成比が小さい「事務用機器」は 「情報通信機器」に、「土木建設機械」と「医療機器」は「その他」に含みました。

(4) ユーザー企業規模別リース取扱高(単体)

「大企業」(資本金 1 億円超)の割合は、1980 年代(39.5%)から 2000 年代(47.0%)にかけて高くなりましたが、2010 年代(39.5%)に大きく低下しています(図表 6 参照)。

「中小企業」(資本金 1 億円以下の企業及び個人事業者)の割合は、1980 年代(56.8%)から 2000 年代(46.7%)にかけて低くなったものの、2010 年代(50.2%)は高くなりました(図表 6 参照)。

「大企業」と「中小企業」のリース比率を比べると「中小企業」のリース比率(2010年代15.9%)が高く、リースは「中小企業」の設備投資に貢献していると考えられます。また、2000年代と2010年代を比べると「大企業」・「中小企業」ともに、リース比率は低下しており、リース会計基準及び税制の変更の影響が企業の規模を問わず及ぼしていると考えられます(図表7参照)。

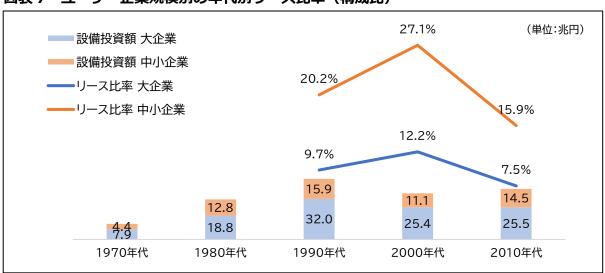
「官公庁・その他」の割合は、1980年代(3.7%)から2010年代(10.3%)にかけて高

くなりました。当協会が 2019 年に実施した「官公庁におけるリース利用等に関する実態調査」において、官公庁のリース利用率は 97.6%を示し、ほとんどの官公庁がリースで設備を利用している結果を示しましたが、官公庁のリース利用が拡大していると考えられます(図表 6 参照)。

■大企業 ■中小企業 ■官公庁・その他
2010年代 39.5% 50.2% 10.3%
2000年代 47.0% 46.7% 6.4%
1990年代 45.9% 49.6% 4.5%
1980年代 39.5% 56.8% 3.7%

図表 6 ユーザー企業規模別リース取扱高の年代別推移(構成比)

注)企業規模別のリース統計は 1982 年から開始しました。各年代のユーザー企業の規模別リース取扱高を加重平均して算出しています。



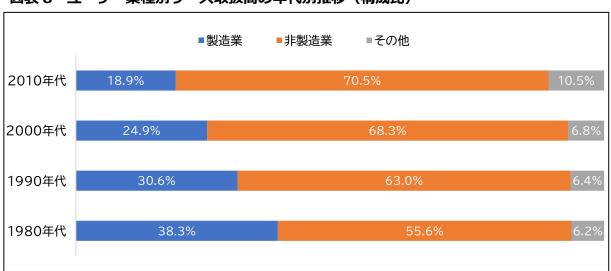
図表 7 ユーザー企業規模別の年代別リース比率(構成比)

注)設備投資額は財務省「法人企業統計」の数値を使用しています。大企業は資本金 1 億円以上の企業、中小企業は資本金 1 億円未満の企業です。当協会の統計の計上基準と異なりますが、「大企業」・「中小企業」のリース利用の傾向に大きな差異はないと考えられます。リース比率はリース設備投資額÷設備投資額(法人企業統計)×100 で算出しています。企業規模別リース設備投資額の統計は 1989 年から開始しているためリース比率は 1990 年代から記載しています。

(5) ユーザー業種別リース取扱高(単体)

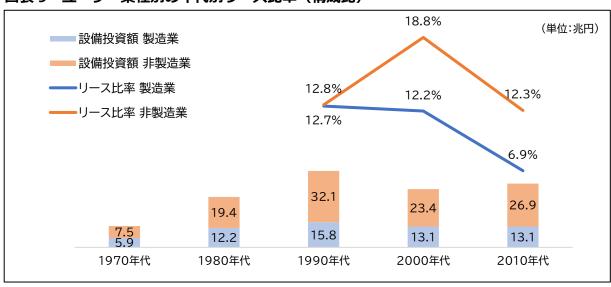
「製造業」の割合は、1980 年代(38.3%)から 2010 年代(18.9%)にかけて低くなりました。一方、「非製造業」の割合は、1980 年代(55.6%)から 2010 年代(70.5%)にかけて高くなりました(図表 8 参照)。

わが国においては、1970年代以降、「非製造業」の設備投資の割合が高くなっていますが、 リース比率で見ると、2000年代以降、「非製造業」のリース比率が「製造業」より高くなっ ています(図表9参照)。



図表 8 ユーザー業種別リース取扱高の年代別推移(構成比)

注)企業規模別のリース統計は 1982 年から開始しました。各年代のユーザー企業の規模別リース取 扱高を加重平均して算出しています。



図表 9 ユーザー業種別の年代別リース比率(構成比)

注)設備投資額は財務省「法人企業統計」の数値を使用しています。リース比率はリース設備投資額: 設備投資額(法人企業統計)×100で算出しています。業種別リース設備投資額の統計は 1989 年 から開始しているためリース比率は 1990 年代から記載しています。

(6) リースの利用率、リースの利用理由

①リースの利用率

当協会では、わが国企業におけるリース利用の実態及びリースの需要動向等を確認するた め、1974年以降、「リース需要動向調査」を定期的に実施しています。

企業におけるリースの利用率について、1974年調査では39.9%を示しましたが、1990年 調査では 89.6%に拡大し、その後の調査においても、ほぼ同水準の利用率を示しています。 1980 年代にリース取扱高が急速に拡大しましたが、リースの未利用企業において、リース が急速に普及したと考えられます(図表 10 参照)。

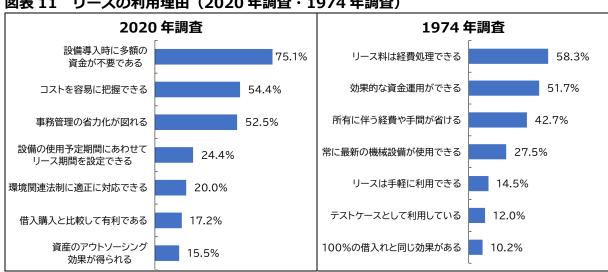
2020年調査 87.6% 2010年調査 92.6% 2000年調査 90.9% 89.6% 1990年調査 1980年調査 49.3% 1974年調査 39.9%

図表 10 リースの利用率の推移

②リースの利用理由

企業のリースの利用理由について、1974年調査と2020年調査を比較すると、設備導入時 に多額の資金が不要(1974年調査「効果的な資金運用ができる」)、事務管理の省力化が図れ る(1974年調査「所有に伴う経費や手間を省ける」)といった点は、両調査とも上位にあり、 過去から現在に至るまで、リースの複合的なメリットが評価されていると考えられます(図 表 11 参照)。

また、1974年調査では「テストケースとして利用している」(10.2%)という回答もあり、 リースの利用が高くなかった時代において、当時は新しい取引だったリースの利用を模索す るユーザーとリース産業の先達がリースの普及に努めていたことをうかがうことができます。



図表 11 リースの利用理由(2020 年調査・1974 年調査)

2. 協会設立の経緯と公益社団法人への移行

当協会は1971年10月15日に、リース会社19社を会員会社とする公益法人として設立され、今日に至るまでリース及びリース事業に関する調査研究を中心に事業を行い、その成果を広く社会に公表してきました。以下、当協会が設立されるまでの前史と公益法人設立の経緯、公益社団法人に移行した経緯を説明します(図表12参照)。

図表 12 当協会の組織形態

1970 年代	1980 年代	1990 年代	2000 年代	2010 年代
	-	-~2013 年 リース事業協会		2013 年 公益社団法人 リース事業協会

(1) 当協会の前史

アメリカで発展を遂げていたリースがわが国に導入されたのは 1963 年に遡ります。リースは、新しい取引であったため、既存の諸制度との調整を図らなければならない課題を抱えていましたが、最も重要な課題は税制との調整でした。

リースは伝統的な賃貸借を基本として発展した取引形態であり、経済社会の要請により、 その対象となる資産が拡大し、これに伴い、リース期間やサービス条件などが多様化していった取引です。リースが導入された当時のリース料の税制上の取扱いは、リース会社ごとに 国税庁と協議を行い、原則として、ユーザーが支払ったリース料の経費処理が認められていました。

他方、リースを仮装した取引で課税上の問題が生じた事例等もあり、リースの取引規模が拡大していく中で、国税庁において、リースの税制上の取扱いを統一することの検討が進められ、1968 年 10 月に「法人税基本通達の改正案」⁵(以下「1968 年通達案」といいます。)が公表されました。

その内容は、リース産業が発展する過程の初期段階において、リース産業の発展を阻害し、 リース業そのものの存立が危惧されるものでしたが、当時は、リース会社間で相互の連絡も 不十分であり、個社ごとに改正案への対応を模索する状況にありました。

このような中、通商産業省は、1968年通達案のリース事業に対する影響を憂慮され、1969

②リース期間が設備の使用可能期間と比べて短く定められ、かつ、リース料により設備の取得価額相当額を回収するもの

⁵ 以下の①~③のような場合、リース料の経費処理を認めず、売買として扱う内容でした。

①リース期間終了後にユーザーに譲渡し、その価額が明らかなもの

③リース物件が賃借人以外の者の使用に供することができないもの、返還困難なもの等であり、

ユーザーが設備の使用可能期間を通じて使用すると認められるもの

[「]リース事業懇談会」において、①について、そのような取引を行っていないこと、②について、設備の陳腐化度合によって、リース期間が設備の使用可能期間と異なる場合があること、③について、ユーザーの求める仕様でリース物件を調達するリースの特性を否定するものであることといった説明を関係当局に行いました。

年1月に、リース会社7社を招集して意見聴取が行われ、通商産業省の支援を得て「リース事業懇談会」を設置することとなり、以後、国税庁との折衝を一致協力して行うこととなりました。「リース事業懇談会」は、同年1月に、「通達の決定を保留し、引き続き慎重に検討されたい」旨の要望書を国税庁長官に提出し、その後、1968年通達案の実施は見送られることとなりました。

これを契機として、税制上の問題やリース事業に共通する課題の解決等を図るため、業界の正式機関としての協会を結成すべきであるとの機運が徐々に形成され、1969年7月に、8社のリース会社が参集し発起人総会を開催、「リース事業懇談会」を発展的に解消して、役員選任、定款案を承認し、任意団体「リース事業協会」が誕生しました。

(2) 社団法人リース事業協会の設立

任意団体「リース事業協会」は、リース産業の共通課題に取り組んでいましたが、会員会 社が増加したことから、法人格を有する協会の設立の機運が高まり、公益法人設立のための 準備が進められることとなりました。

1971 年 9 月 20 日に、任意団体「リース事業協会」の解散が決議された後、設立発起人により「社団法人リース事業協会」の創立総会が開催され、同年 9 月 27 日、設立趣意書⁶(図表 13 参照)を添えて「社団法人リース事業協会」の設立許可申請書を田中角栄通商産業大臣あてに提出、同年 10 月 15 日、「社団法人リース事業協会」の設立が許可され、当協会は、公益法人⁷としての第一歩を踏み出しました。

図表 13 社団法人リース事業協会設立趣意書

賃貸業の歴史は古く、遠く過去に遡ることができるが、リースという新しいシステムでわが国に導入されてからは未だ 10 年にもならない。しかし、リース事業は数年の揺らん期を経、取扱高も歴年倍増という急激な上昇を示し遂に昭和 45 年度には取扱高 2,000 億円を突破した。この趨勢は、当分続くことが予想され、その結果、リース事業の日本産業に占める比重も高まり、ファイナンス機能としても銀行、信託、証券等諸業に比肩しうるまで発展すると見込まれている。リースがこのように発展性をもちうるのは、新しい経済動向に沿ったシステムであり、企業経営上に大きなメリットを与えるためであるが、日本経済全体から見ても、新しいファイナンス機能の導入により、資金調達分野が広まり、また、ボランタリー・チェーン、コールド・チェーンその他国民生活に関係深い分野でも次第に大きな役割を果たしつつあり、今後は情報産業、海洋産業、住宅産業等未来指向産業の設備投資に対しても、有効な融資手段として大きく利用されてゆくものと思われる。さらに、専門リース分野の拡大により、航空機、自動車、コンピューター等に関する産業の発展にも寄与するところが大きいと思われる。

_

⁶ 法人を設立する際に作成する書類です。法人を設立する経緯や目的等を記載します。当協会設立当時のリース産業の先達の思いが盛り込まれています。

⁷ 旧民法 34 条に基づき設立されました。旧民法では、「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団または財団であって、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。」と規定されていました。当協会は、リースの主務官庁である通商産業省の許可を得て、公益法人(社団法人)として設立されました。

このように、リース事業の健全な発展はわが国経済に裨益するところ大であるが、現段階においてはなお解決すべき問題点を持っている。即ち、①リース事業分野の確立が急がれること。②新しいシステムのため既存制度や慣行との調整を必要とする点が多いこと。③海外との協調や調整を図る必要があること。④中古市場の育成強化が必要であること。等々である。

これらは、リース事業界が一丸となり、関係方面の協力を得つつ、公益的見地に立って、 適正な対策を樹て、その推進をはかることによって達成されるものである。

以上の観点から、リース事業協会を発展的に解消し、新たに社団法人リース事業協会を 設立し、もって、この要請に応え、わが国経済の発展と国民生活の向上に寄与せんとする ものである。

(3) 公益社団法人リース事業協会への移行

公益法人制度は、旧民法が制定された 1896 年以来、抜本的な見直しが行われず、主務官庁の公益性の判断基準が不明確であること、営利法人に類似した法人が存在している等の課題が指摘されていました。政府は、この課題を解決するために、公益法人制度改革に取り組み、2008 年 12 月に公益法人制度改革の関連法が施行されました。

従来の公益法人制度は、法人の設立と公益性の判断が一体となっていましたが、新しい公益法人制度では、法人の設立と公益性の判断が分離され、公益性の判断は、法定の基準に従い、民間有識者の意見に基づき行政庁が認定する仕組みとされました。この制度改革は、既存の公益法人にも適用され、2013 年 11 月 30 日までに、新制度の公益社団法人または一般社団法人に移行することが求められました。

当協会は、この課題に対応するため、公益法人制度改革対応委員会を設置して所用の検討を行い、2010年9月の理事会において、「当協会は公益法人としての活動実績を充分に有していることから公益社団法人に移行する方向で検討を進める。」ことを決定しました。

この決定を受けて、公益社団法人移行に向けた準備を進め、2012 年 4 月の理事会において、公益社団法人への移行が決定され、同年 9 月に臨時総会を開催し、正会員の総意により、公益社団法人に移行するための定款変更の特別決議が可決されました。これをもって、内閣府に対して移行申請を行い、2013 年 3 月 21 日付で内閣総理大臣の公益認定を受け、同年 4 月 1 日から「公益社団法人リース事業協会」に移行しました。

公益社団法人に移行したことにより、内閣府の監督の下で、関係法令に基づいた法人運営が求められますが、法人の管理体制がさらに強化され、事業内容の情報公開を行うことにより、透明性の高い法人運営が行われています。また、当協会は、公益社団法人に移行する前から、リース及びリース事業に関する調査研究を中心とした事業を行い、その成果を広く公表していましたが、公益認定により、当協会の事業内容の公益性が客観的に評価されたものと理解できます。

公益社団法人移行を契機として、2013 年 3 月に当協会のロゴマークを改定しました。ロゴマークは、当協会の Web サイトや刊行物等で用いるとともに、会員会社がリース物件に貼付している所有権表示シールに用いています。2021 年 4 月に、協会設立 50 周年を記念したロゴマークを作成して、50 周年記念関連の広報活動で活用しています(図表 14 参照)。

図表 14 新旧ロゴマーク・設立 50 周年記念ロゴマーク

旧ロゴマーク	新ロゴマーク	設立 50 周年記念ロゴマーク
(1980年)	(2013 年)	(2021 年)
業界の結束と協調を表すためのマークを作成することとし、会員会社役職員からデザインを公募して作成しました。	LEASING 配置にリズム感をつけて時代への動きを表現し、地球環境への配慮やエコロジーをテーマに、濃いブルーをテーマカラーとしました。	リース事業協会を設立して 50 周年。社会(世界)の中で使用されているリース物件の多様さを 0(地球)で表現しました。

3. 当協会の組織と事業活動

(1) 組織

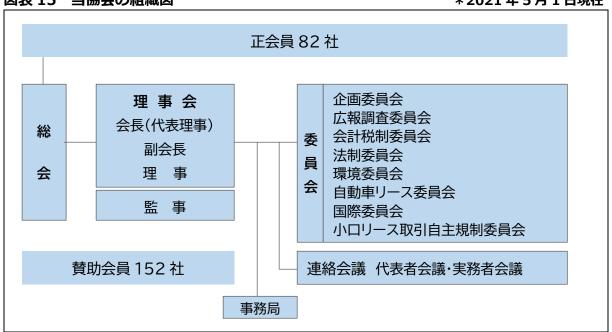
当協会はリース会社を会員会社とする公益社団法人です。会員会社は正会員⁸と賛助会員の種別がありますが、すべての正会員で構成する総会の下、総会で選出された理事が理事会を構成して職務を執行し、総会で選出された監事は理事の職務の執行を監査しています。当協会の事業を円滑に推進するため、正会員に所属する専門家を委員として構成する8つの委員会が設けられています(図表15参照)。

また、当協会の運営及び事業活動を円滑に実施するための事務所⁹を東京都内に設け、理事会を含むすべての会議¹⁰が事務所内で開催できるようにしています。当協会の事務を処理するために事務局が設置され、専任の職員が配置されています。

理事の中から会長(代表理事)、副会長、業務執行理事が互選されますが、これまでに 19 名の方々が会長に就任しています(図表 16 参照)。現会長は 2020 年 5 月に選出された津原 周作 氏(みずほリース社長)が務めています。

図表 15 当協会の組織図

*2021年5月1日現在



⁸ 1995 年に定款を改正して、普通会員から正会員に名称を変更するとともに、民法上の社員であることを明確化しました。公益社団法人への移行に際して、定款を改正していますが、正会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員であることが明記されています。

⁹ 当協会設立時は東京都千代田区飯田橋に設置され、その後、1971 年 11 月に東京都港区虎ノ門、1980 年 8 月に東京都千代田区平河町に移転し、2011 年 5 月に現在の事務所(東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル)に移転しました。

¹⁰ 新型コロナウイルス感染予防のため、2020年に Web 会議に対応するための設備を会議室に導入しています。

図表 16 歴代会長

*2021年5月1日現在

氏名	役職	就任期間
今泉 耕吉	日本リース 社長	1971年10月~1980年5月
乾 恒雄	オリエント・リース 社長	1980年5月~1986年5月
西尾 哲夫	日本リース 社長	1986年5月~1994年5月
宮内 義彦	オリックス 社長	1994年5月~2002年5月
渡辺 基彦	セントラルリース 会長	2002年5月~2004年5月
平井 康之	ダイヤモンドリース 社長	2004年5月~2008年5月
石田 浩二	三井住友ファイナンス&リース 社長	2008年5月~2009年5月
陶浪 隆生	JA 三井リース 社長	2009年5月~2010年5月
小幡 尚孝	三菱 UFJ リース 社長	2010年5月~2011年5月
井上 亮	オリックス 社長	2011年5月~2012年5月
阿部 勗	興銀リース 社長	2012年5月~2013年5月
浅田 俊一	東京センチュリーリース 社長	2013年5月~2014年5月
三浦 和哉	日立キャピタル 社長	2014年5月~2015年5月
佐藤 隆	芙容総合リース 社長	2015年5月~2016年5月
川村 嘉則	三井住友ファイナンス&リース 社長	2016年5月~2017年5月
古谷 周三	JA 三井リース 社長	2017年5月~2018年5月
柳井 隆博	三菱 UFJ リース 社長	2018年5月~2019年5月
井上 亮	オリックス 社長	2019年5月~2020年5月
津原 周作	みずほリース 社長	2020年5月~

注)敬称は略しています。会社名及び役職は会長就任時としています。

(2) 事業活動

当協会は、現在、公益目的事業(調査研究事業、広報及び相談事業、研修事業)と支援事業を行っていますが、公益社団法人移行に際して、1971年の設立当時から公益社団法人移行前までに行っていた事業を公益目的事業と支援事業に区分しました。

当協会の公益目的事業は、「公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性 化による国民生活の安定向上を目的とする事業」(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に 関する法律第2条第4号別表第20号)であり、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与す る。」(同法第2条第4号)ものとして、内閣府の公益認定を受けています。支援事業は「会 員会社のリース事業等の健全な発展のために会員会社を支援する事業」であり、会員会社に 対する共益的な事業が該当します。以下、公益目的事業の概要を説明します。

①調査研究事業

リース及びリース事業に関する調査研究並びに提言、統計調査を実施して、その成果を広く社会に公表する事業です。この事業は、リースの根幹である会計制度及び税制に関する調

査研究をはじめとして、法制等に関する調査研究を行っており、当協会の設立以来、中核を なす事業です(図表 17 参照)。

統計調査は、リース産業の経済活動の実態を的確に表すものです。特に、「リース統計調査」は 1972 年 1 月から実施しており、調査結果は、会員会社、公的機関、民間調査機関等において幅広く活用されています。

図表 17 調査研究事業の実施概要

凶表 17 調査研	究事業の実施概要		
項目	実施内容 *()内は事業の実施開始年または実施年等を表します。		
会計制度·税制	・リースの会計制度及び税制に関する調査研究(1971年~) *税制:通達(1978年公表、1988年公表)、法人税法施行令(1998年施行)、法人税法(2008年施行) *会計:旧リース会計基準(1993年公表)、ASBJ リース会計基準(2008年適用) IASB・FASBの共同リース・プロジェクト、新基準公表(2006年~2016年) ASBJ すべてのリースのオンバランス化検討(2009年~)		
法制	 ・リース契約書(参考)の作成及び改訂 (1988年作成、1997年、2018年改訂) ・民法改正に関する調査研究(2006年~) *債権関係規定の改正法(2020年施行)、担保法制に関する調査研究(2020年~) ・犯罪収益移転防止法に関する調査研究(2004年~) *リース関連部分(2008年施行)、ガイドライン制定(2019年) 		
環境関連制度	・廃棄物処理法に関する調査研究(1997年~)*罰則強化等の改正法(1997年施行)		
諸外国のリース 制度	・東アジア地域におけるリース制度に関する調査研究(2014年~)		
自動車リース	・新たな分野(個人、燃料電池自動車等)に関する調査研究(2018年~)		
小口リース	・小口リース取引に係る自主規制規則の制定・運用(2015年~)		
リース資産等の 流動化	•特定債権法の制定・廃止(1993年~2004年)		
リース・リース事 業に係る規制	・リース及びリース事業に係る規制・制度改革提言(1994年~)		
リース関連施策	・投資減税制度(1984年~) ・機械類信用保険廃止(2003年)、低炭素設備リース信用保険制度(2011年~)		
統計調査	・リース統計調査(1972年~)、連結リース統計調査(参考)(2012年~) ・リース需要動向調査(1974年~)		

注) 2010 年代に実施した事業及び継続中の主な事業を記載しています。

②広報事業及び相談事業

リース及びリース事業の適正な理解の促進を図るために行う事業です。広報事業では、月刊リースや各種パンフレット等の刊行物の発行及び頒布、リース事業の地球温暖化対策、社会貢献活動を行っています。月刊リースは当協会の機関誌として、1972 年 1 月に第 1 号を発行していますが、公益社団法人に移行した後は、当協会の調査研究成果及び統計調査結果を掲載しています(図表 18 参照)。

相談事業では、各方面からのリース及びリース事業に関する相談及び問い合わせに対応しています。この事業を通じて、リース及びリース事業に関する適正な理解の促進を図るとともに、小口リース取引に関する相談、自然災害により被災された方、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた中小企業等のリースに関する相談等については、専用相談ダイヤルにおいて問題解決の参考となる助言を行っています。

図表 18 広報事業の概要

項目	実施内容 *()内は事業の実施開始年または実施年を表します。
月刊リース等の 発行・頒布	 ・月刊リースの発行・頒布(1972年~) ・設備投資減税パンフレットの発行・頒布(1993年~) *「高度省力化投資促進税制パンフレット」と「リース有効活用のご案内パンフレット」を含みます。
地球温暖化対策	・地球温暖化対策自主行動計画の策定・検証(2007年~2013年) ・低炭素社会実行計画の策定・検証(2013年~)
社会貢献活動	・リース終了パソコンの寄贈活動(2011年~) ・作業学習用教材の提供活動(2015年~)

注) 2010 年代に実施した事業及び継続中の事業を記載しています。

③研修事業

当協会は、リースに関する法制、会計制度、税制、リース終了処理に関連した環境関連制度等の研修を通じて、社会及び経済界全体のリースの専門的知識・技能の向上及び社会全体にその普及を図るため、毎年、研修事業を行っています。

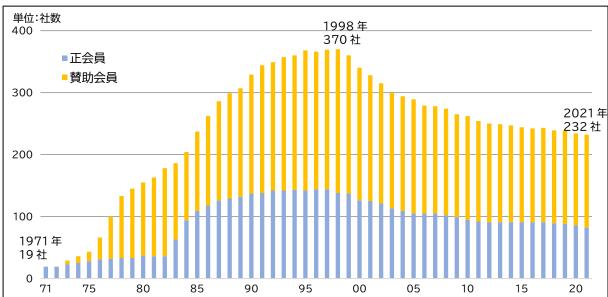
研修事業は、1977年から集合研修形式で実施し、2020年までの受講者(累計)は25,882名となっています。2020年以降、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、専用Webサイトを通じて受講者に研修動画を配信するWeb形式で実施しています。

4. 会員会社の状況

(1) 会員会社数の推移

当協会の設立当初の会員会社数は19社でした。その後、会員会社数は急速に増加し、1998年に会員会社数が370社となりましたが、それ以降は、会員会社間の経営統合やリース事業からの撤退等を理由とした退会が増加したことにより会員会社数が減少しています。

2021 年 4 月 1 日現在の会員会社数は、正会員 82 社、賛助会員 150 社の計 232 社となっています (図表 19 参照)。



図表 19 会員会社数の推移

注) 1971 年は設立当時の会員会社数、1972 年から 2006 年までは各年 3 月 31 日現在の会員会社数、2007 年以降は各年 4 月 1 日現在の会員会社数を表します。

(2) 会員会社の国内事業所数・従業員数

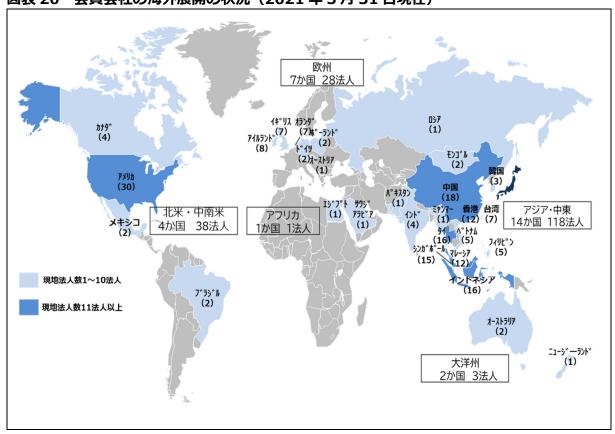
当協会設立時の会員会社 19 社の事業所数は 62 事業所(本社・支店等の合計)、そこで働く従業員数は 1,233 名でした(1971 年 7 月現在)。

その後、会員会社の事業所数及び従業員数は、リース産業の発展とともに増加し、現在、 1,327 事業所(2020年7月現在)、47 都道府県すべてに所在し、従業員数は 50,837 名と なっています。

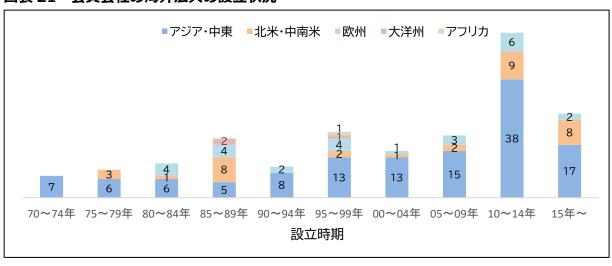
(3) 会員会社の海外展開

会員会社は、アジア地域を中心に 28 か国 188 現地法人 (2021 年 3 月 31 日現在)を設置して、リース事業等のビジネスを展開しています (図表 20 参照)。会員会社の海外展開は1970 年代にアジア地域を中心に始まり、その後、北米地域、欧州地域に展開地域が拡大しました。2010 年代になると、アジア地域における現地法人数が大きく増加するとともに、北米・中南米地域、欧州地域における現地法人数が増加しています (図表 21 参照)。

図表 20 会員会社の海外展開の状況(2021年3月31日現在)



図表 21 会員会社の海外法人の設立状況



5. リースの重要課題と協会活動

リースは、新しい取引であったため、既存の諸制度との調整を図らなければならない課題があり、協会設立当初から今日に至るまで、既存の諸制度との調整は重要な課題となっています。

以下、協会設立から 50 年間の税制、会計制度、法制、制度に係る重要な課題と当協会の対応の概要を説明します。

(1) 税制

当協会設立の大きな契機となったのは、前述のとおり、リースと税制との調整であり、当協会設立から今日に至るまで、当協会の最重要課題の一つです(図表 22 参照)。

当協会では、会計税制委員会を中心に調査研究を行い、その成果を踏まえ関係当局等に対する提言活動を行っていますが、重要な局面では理事会で審議を行い対応してきました。

図表 22 リースに関する税制の歴史 注)FL は所有権移転外ファイナンス・リースを意味します。 1970 年代 1980 年代 1990 年代 2000 年代 2010 年代 1978年(公表) 1988年(公表) 1998年(施行) 2008年(施行) 53 年通達 63 年通達 法人税法施行令 法人税法 通達の政令化 リース会計基準との調整 FL 70%ルール FL120%ルール 1986年 消費税 FL/OL「資産の貸付け」 消費税 FL「資産の売買」 売上税(廃案) 1997年 2014年 2019年 1989年 税率 3% 税率5% 税率 8% 税率 10% 固定資産税(所有者課税)

①法人税

リースは、法的に賃貸借取引をベースに発展した取引であり、税法上の特段の定めがなければ、リース料全額をリース期間に応じて経費処理できることになります。一方、課税当局においては、課税の公平の観点でファイナンス・リースの取扱いが課題とされてきましたが、近年は会計基準との調整が重要な課題となりました。

リースと法人税との調整は、国税庁において、1978年に「53年通達」、1988年に「63年通達」が発出された後、1998年に「法人税法施行令」が改正されました。その後、後述するリース会計基準と税制の調整を図るために、2007年に「法人税法」が改正され、2008年4月1日以後に締結する所有権移転外ファイナンス・リースは、税制上、「売買」として取り扱われることとなり、現在に至っています。改正当初は実務上の混乱が生じ、また、経理処理の煩雑さを避けるために所有権移転外ファイナンス・リースの利用を中止する企業等があり、今日においても、リース需要に大きな影響を与えています。

■1978 年「リース取引にかかる法人税及び所得税の取扱いについて」(国税庁通達「53 年 通達」) 70% (60%) ルール等の制定

【通達制定の背景】

FL において、リース期間を法定耐用年数より短く設定した場合、企業等が設備を取得 して減価償却した場合と比べると、リースのユーザーは経費処理を早期にできること になり、FL と取得の課税上の公平を保つことができない。

【通達の内容】

課税上の処理の統一を図るために、FL の要件を定めた上で、リース期間がリース物件 の法定耐用年数より「相当短い」11場合は「前払費用」として取り扱うほか、リース期 間終了後にリース物件を無償でユーザーに譲渡する場合は、税務上、売買があったも のとして取り扱う(1979年1月1日以後に締結するリース取引に適用)。

【当協会の対応】

1974年

自主基準12の制定、当局に対する提言

1978年

会員会社への周知活動

■1988 年「リース期間が法定耐用年数より長いリース取引に対する税務上の取扱いについ て」(国税庁通達「63年通達」) 120%ルール等の制定

【通達制定の背景】

リース期間を法定耐用年数より長くすることにより、賃貸人側において、収入(リース 料)と比べて費用(減価償却費)が先行して大きく計上される¹³。

【通達の内容】

• リース期間がリース物件の法定耐用年数の 120%を超える場合は14、税務上、金融取 引または売買取引として取り扱う(1988 年 4 月 1 日以後に締結するリース取引に適 用)。

【当協会の対応】

1988年

当局に対する提言、会員会社への周知活動

¹¹ リース期間を法定耐用年数の 70%未満(法定耐用年数が 10 年以上の場合は 60%未満)とする場 合が該当します。「70%(60%)ルール」と言われています。

¹² リース期間と法定耐用年数との関係について、当協会の 1974 年 11 月の申し合わせでは、「法定 耐用年数の50%程度をリース期間とすること」等としていました。

^{13 1980} 年代半ばから航空機等のレバレッジド・リース取引が急速に拡大しました。この取引では、 特別目的会社が賃貸人としてリース物件の減価償却費(費用)を計上します。特別目的会社は、投 資家と匿名組合契約等を締結し、投資家の出資金と金融機関の借入金によりリース物件を購入しま す。投資家はリース物件の投資による損益を得ることができます。リース期間をリース物件の法定 耐用年数より長くすることにより、取引の前半で費用が収入を上回りますが、投資家はこの損失と 自己の利益を通算することにより、投資家に課税の繰り延べ効果が生じます。

^{14 「120%}ルール」と言われていました。2007年の法人税法改正により、賃貸人側が FL に係るリ 一ス資産を減価償却することができなくなったため、このルールは廃止されました。

■1998 年「法人税法施行令」改正 国外リース資産のリース期間定額法導入(貸手側)、 法制化、70%(60%)ルール、120%ルール維持

【法人税法施行令改正の背景】

• FL は金融取引としての性格を有している一方で賃貸人がリース資産の減価償却を行っており、一般の減価償却ルールを適用することが合理的でない。併せて、法制上の整備が必要。

【法人税法施行令等の内容】

- 海外向けのリース資産の減価償却方法を「リース期間定額法」とする。
- 「53 年通達」と「63 年通達」を廃止し、法人税法施行令の規定を補完するための取扱いを法人税基本通達に定める(1998 年 10 月 1 日以後に締結するリース取引に適用)。「53 年通達」及び「63 年通達」の取扱いが踏襲され、70%(60%)ルール、120%ルールは維持された。

【当協会の対応】

1996 年~1998 年 関係方面に対する提言

1998年~1999年

会員会社への周知活動、月刊リース臨時増刊号「リース税制ハンドブック」発行

■2008 年「法人税法 | 改正 ASBJ 15リース会計基準との調整(所有権移転外 FL の売買扱い)

【法人税法改正の背景】

税制においても取引の経済的実態に合った処理とすべきという点では企業会計の考え方と異なることはなく、また、所有権移転外 FL は経済的実態が売買取引と同様であるという認識にも相違はないことから、企業会計における見直しを契機として、所有権移転外 FL についても売買取引に準じた処理とした¹⁶。

【法人税法の内容】

- 所有権移転外 FL について売買があったものとし、借手側は「リース資産」をリース期間定額法で減価償却する。貸手側はリース譲渡としてリース期間に応じた収益を計上する。
- 所有権移転外 FL においては 70% (60%) ルールを適用 (法人税基本通達の改正)。
- 借手がリース料を賃貸借処理した場合は、その金額がリース期間定額法により計算される償却限度額と同額であれば、特段の申告調整・別表の作成は不要とする。
- 改正法は2008年4月1日以後に締結するリース取引に適用する。

【当協会の対応】

2002年~2007年

ASBJ の所有権移転外 FL の賃貸借処理廃止案に対して反対する旨を提言、関係方面に対し「リース会計基準の変更に関わらず、リース税制の賃貸借扱いの堅持」を提言

2007年~2009年

国税庁と意見交換、「リース取引の税務上の取扱いに関する Q&A」作成・公表、ユーザー向けパンフレット「新リース会計・税制のご案内」作成・頒布

¹⁵ 企業会計基準委員会(Accounting Standards Board Japan)の略称です。

¹⁶ 財務省「平成 19 年度税制改正の解説」

②消費税

消費税は、原則としてすべての物品やサービス等の取引に対して課される間接税であり、 課税売上げ(例:リース会社がユーザーから受け取るリース料)に係る消費税額から、課税 仕入れ(例:リース会社がサプライヤーに支払う物件代金)に係る消費税額を控除(以下「仕 入控除」といいます。)して消費税を納付します。

わが国における間接税導入の検討は、1986年の売上税に遡ります。リースとの関係では、 売上税導入前に締結したリース契約に基づくリース料についても課税する考え方が示されま したが、リース会社がユーザーから売上税を回収することは困難であり、結果として、リー ス会社が税負担をせざるを得ない懸念が生じました。当協会は、関係方面に対し、既契約の 適用除外を提言したものの、関係方面の理解を得ることができない状況にありましたが、売 上税法案が廃案となったことから懸念は解消されました。

その後、1989 年 4 月 1 日に消費税が導入されました。当協会は、既契約の適用除外を提言し、この結果、経過措置の要件を満たす既契約を除いて、リース契約に係るリース料が課税対象となりました。消費税の税率は、導入当初 3%でしたが、その後、1997 年 4 月 1 日 に 5%、2014 年 4 月 1 日に 8%、2019 年 10 月 1 日に 10%となりました。

2008 年にリースの課税関係が大きく変わりました。2008 年 4 月 1 日以後に締結する所有権移転外ファイナンス・リースは、法人税法上、「売買」とされましたが、消費税の課税関係においても、「売買」として取り扱われることになりました。これにより、ユーザーは、リース開始時にリース料総額を仕入控除(以下「一括控除」といいます。)することになりました。一方、中小企業等において、所有権移転外ファイナンス・リースを賃貸借処理した場合であっても、一括控除することになりましたが、リース料の支払いと消費税の処理が合わず、一括控除するためには煩雑な処理が必要になることから、関係者の要望を踏まえ、2008 年11 月に、国税庁において、支払うリース料に応じた「分割控除」を認めることが明らかにされました。

消費税はリースの需要に影響を与えています。消費税の導入前や税率の変更前にリースの需要が増加し、その後はリースの需要が減少する傾向を示しています(図表 23 参照)。

③固定資産税

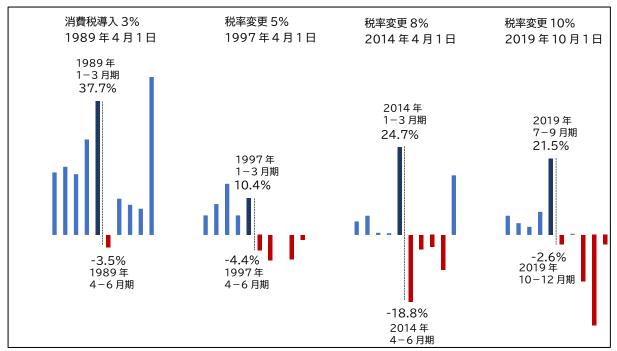
固定資産税(市町村税)は、土地・建物・動産(償却資産)の所有者に対して課税されます。リース物件は、その所有者であるリース会社が納税義務者となりますが、リース会社は、全国に散在しているリース物件の所在地の市町村毎¹⁷に申告を行い、固定資産税を納付します。

2008年のリース会計基準及び税制の変更により、所有権移転外ファイナンス・リースは、ユーザー側がリース資産(固定資産)を計上¹⁸し、リース会社側はリース投資資産(流動資産)を計上することになりましたが、固定資産税は、法的な所有者が申告・納付するため、リース会計基準及び税制の変更に関わらず、リース会社が申告・納付します。

17 2021 年 4 月 1 日現在の市町村数は 1,718(市 792、町 743、村 183)となっています。

¹⁸ ユーザーが中小企業や 1 契約 300 万円以下等の場合は、通常、リース資産を計上しません。

図表 23 消費増税とリース需要



注)リース取扱高の四半期ごとの前年同期比について、消費税導入(増税)前後 1 年間の動向を示しています。

(2) 会計制度

わが国の会計制度及び税制は、トライアングル体制と言われており、会計制度と税制が密接な関係にあります(図表 24 参照)。

わが国の会計基準の設定は、財務大臣の諮問機関である企業会計審議会が担っていましたが、2000年代以降は、民間団体が設立した ASBJ¹⁹が中心的な役割を担い、わが国の会計基準を国際的な会計基準である IFRS²⁰と調和をさせていく方向で会計基準の開発が進められています。このことにより、IFRS がわが国の会計制度や税制に大きな影響を与えており、リース会計についても、その流れの中にあります(図表 25、26 参照)。

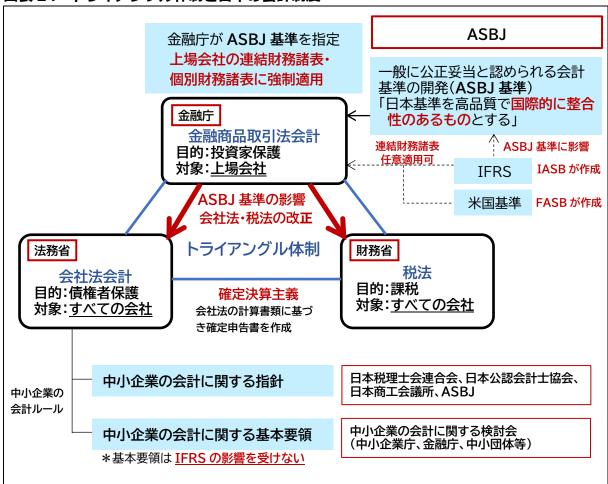
-

¹⁹ 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の調査研究・開発等を行うため、2001 年に日本経済 団体連合会、日本公認会計士協会等の民間 10 団体が財務会計基準機構を設立し、その下に、企業 会計の基準等を開発する企業会計基準委員会(Accounting Standards Board Japan)が設置されています。上場会社等は金融商品取引法において、「貸借対照表等は内閣総理大臣が一般に公正妥 当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。」とされていますが、ASBJ の作成する企業会計基準であって金融庁が指定したものは、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下これらを「財務諸表等規則」といいます。)等により、公正妥当な企業会計基準として取り扱われます。

²⁰ International Financial Reporting Standards (国際財務報告基準) の略称です。民間の組織である IASB (国際会計基準審議会) が開発しています。IASB は、「高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められた会計基準の単一のセットを開発すること」 (国際財務報告基準に関する趣意書) を目的としています。IASB は 2001 年に設立されましたが、その前身は、1973 年に設立された IASC (国際会計基準委員会) です。IASC では国際会計基準 (IAS) を開発していました。

当協会は、税制と同様に、会計制度についても最重要課題の一つと位置付けており、会計税制委員会を中心に調査研究を行い、その成果を踏まえ関係当局等に対する提言活動を行うとともに、ユーザーへの広報活動を行っていますが、重要な局面では理事会で審議を行い対応してきました。また、会計基準のグローバル化の中で、歴代の会長が中心となって海外の関係機関との意見交換や提言活動を行ってきました。

図表 24 トライアングル体制と日本の会計制度



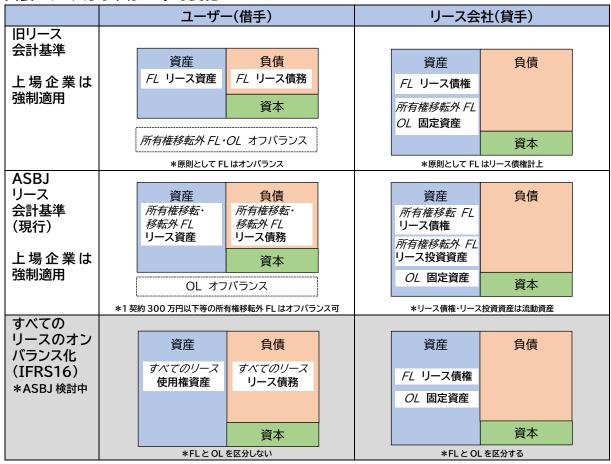
注) FASB: Financial Accounting Standards Board (米国財務会計基準審議会)

図表 25 リース会計の変遷

1970	年代	1980 年代	1990 年代	2000 年代	2010 年代
		1988年 日本基準 商法計算書類			008 年(適用) SBJ リース会計基準
		FL オンバラ 容認	ランス FL オンバランス 所有権移転外 F	L オフバランス 2	指権移転外 FL オンバランス 2009 年~ リース会計基準の再改正に 同けた審議(ASBJ)
	国際基	1982年(公表) IAS17			2016年 (公表) IFRS16
		FL オンバランス O	DL オフバランス	2006 年 IA 共同プロジェク	・・・・・ すべてのリース ASB・FASB オンバランス ト開始
米国基準	1976年 SFAS13				2016 年 (公表) Topics842
	FL オン/	ドランス OL オフバランス			すべてのリース オンバランス

注)オンバランスはユーザーがリース資産を貸借対照表に資産計上することを意味します。 オフバランスはユーザーがリース資産を貸借対照表に資産計上しないことを意味します。

図表 26 バランスシートの変化



■1988 年「商法計算書類規則」の改正

【改正の背景】

• 米国基準、国際基準において FL がオンバランスされていることを背景として、商法計算書類規則が改正された。

【商法計算書類規則の内容】

• 重要なリース資産について、ユーザーに対し、その貸借対照表に注記することを義務づけるとともに、ユーザーのオンバランスを容認する規定を追加した。

【当協会の対応】

1988年~1989年

日本公認会計士協会が作成しようとしていた研究報告案(リース資産の資産計上に係る会計処理と表示)に対し反対意見を提出(研究報告の公表は見送り)

■1994年「旧リース会計基準」の制定・適用開始

【制定の背景】

企業会計審議会は、会計基準の国際的調和、ディスクロージャー充実の観点から、1989年3月の同審議会の総会において、リース会計を審議テーマに取り上げることを決定、1992年5月から同審議会の第一部会及び同小委員会の合同会議において、国際会計基準と同様のリース会計基準をわが国に導入するために審議を開始した。

【リース会計基準の内容】

- 1993 年 6 月 17 日「リース取引に係る会計基準に関する意見書」を公表。借手は FL をオンバランスする。ただし、所有権移転外 FL は詳細な注記(資産・負債情報等)を 条件にオフバランスできる。解約不能 OL は残リース期間別の未経過リース料を注記。
- 個別財務諸表は1994年度から段階的に実施、1996年度に全面的に実施、連結財務諸表は1996年度から段階的に実施、1998年度に全面的に実施(財務諸表等規則改正)。

【当協会の対応】

1992年~1993年

FL のオンバランス処理に反対する意見を提出

1994 年

ユーザー向けパンフレット「リース会計基準のご説明」、「リース会計規則集」、「リース会計基準 Q&A」の作成・頒布

■2008年「リース会計基準」の改正・適用開始

【改正の背景】

ASBJのテーマ協議会は、2001年11月に「所有権移転外FLのオフバランスは、国際的には例のない会計処理にもかかわらず、わが国における実務では主流となっている。このようなオフバランス処理は、固定資産の減損会計導入時に障害になることも予想され、会計処理の再検討が必要である。」と提案した。ASBJはこの提案を受けて、2002年から所有権移転外FLのオフバランス処理の廃止に向けた検討を開始した(2002年7月にリース会計専門委員会設置)。

【経緯】

2002年7月23日 ASBJ「リース会計専門委員会」開始

2004年3月24日 ASBJ「所有権移転外 FL 取引の会計処理に関する検討の中間報告」

ASBJ における検討結果を中間的にとりまとめ、今後の審議の進め方について報告。 所有権移転外 FL の存続・廃止の両論併記、合意形成が難しい状況にあるため、審議 を一時的に中断、解決の方向性を、リースビジネスを営む関係業界(当協会)に検討 を依頼する。

2005年3月29日 当協会「リース会計基準に関する検討について(検討状況の報告)」

現行リース会計基準は有用であり、その維持が最も望ましい。現行リース会計基準と異なる考え方を検討したが、いずれも問題点が多い。

- 2006 年 7 月 5 日 ASBJ 試案「リース会計基準(案)」、「リース会計基準適用指針(案)」 (所有権移転外 FL のオフバランス処理廃止)
- 2006 年 12 月 27 日 ASBJ 公開草案「リース会計基準(案)」、「リース会計基準適用指針(案)」(所有権移転外 FL のオフバランス処理廃止)
- 2007 年 3 月 30 日 ASBJ「リース会計基準」、「リース会計基準適用指針」公表

所有権移転外 FL のオフバランス処理廃止、2008 年 4 月 1 日以後に開始する事業 年度から適用

- *四半期財務諸表は2009年4月1日以後に開始する事業年度から適用
- 2007年4月20日 財務諸表等規則、会社計算規則改正

所有権移転外 FL のオフバランス処理廃止

【当協会の対応】

2001年~2007年

所有権移転外 FL のオフバランス処理廃止に一貫して反対、ASBJ の検討に参加(リース会計専門委員会への委員・オブザーバー派遣)

2007年~2009年 ユーザー向けパンフレット「新リース会計・税制のご案内」作成・ 頒布、リースを利用される方のためのリース会計税制 Q&A の作成・当協会Web ペー ジ掲載、リース会社における主要な会計処理と計算書類開示の改正等

■すべてのリースのオンバランス化(ASBJ検討中)

【検討の背景】

- IASB は 2016 年 1 月に IFRS16(2019 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から適用)、FASB は同年 2 月に Topics842(2018 年 12 月 16 日以降に開始する事業年度から適用)を公表し、すべてのリースをオンバランス化する新しいリース会計基準が制定された。
 - 注)わが国においては、IFRS・米国基準を使用する会社の連結財務諸表にこれらの基準が適用されている。
- ASBJ は、2019 年 3 月に、すべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に着手することを決定し、現在、公開草案の公表に向け審議を進めている(2021 年 5 月 1 日現在)。

【経緯】

2006年~2016年 IASB・FASB のリース・プロジェクトと新リース会計基準公表 IASB と FASB は、2006年にリース会計基準を再検討する「リース・プロジェクト」

を開始することを決定し、2007年から審議を開始した。2009年にリース・プロジェクトの検討成果として「リース:予備的見解」を公表し、FLと OLを区分せずに、すべてのリースをオンバランスすることを提案した。

その後、2010 年 9 月に公開草案、2013 年 5 月に再公開草案の公表を経て、IASB は 2016 年 1 月に IFRS16、FASB は同年 2 月に Topics842 を公表した。

2009 年 5 月 7 日 ASBJ「新規検討テーマ リース」を決定

IASB における審議状況を踏まえて、わが国のリース会計基準と IFRS とのコンバージェンス作業を進める。

2010 年 12 月 27 日 ASBJ「リース会計に関する論点の整理」公表

IASB・FASB の公開草案について、関係者の理解を促進し、わが国で受け入れ可能なものであるか等を早期に検討するために、IASB 及び FASB での最終基準化前の段階で広く関係者からの意見を聴取する(各界から寄せられたコメントは 2011 年4月の ASBJ 委員会で報告)。

(2015年3月以降、リース会計専門委員会の審議休止)

2016年8月12日 ASBJ「中期運営方針」公表

IFRS 第16号「リース」について、国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性及び懸念に関する検討をリース会計専門委員会において行うこととし、その後、我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行う。

2017年12月20日 ASBJ委員会

リースに関する会計基準の開発に向けた検討に着手するか否かの検討をリース会計 専門委員会で検討することを承認。

2018年6月8日 リース会計専門委員会再開

2019年3月22日 ASBJ委員会

すべてのリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発に着手することを 決定。

2021年3月30日 ASBJ 「現在開発中の会計基準に関する今後の計画 | 公表

これまで、関連する業界団体から意見聴取を行った後、各論点について検討を行い、 公開草案の公表に向け審議を進めている。

【当協会の対応】

2009年~

ASBJ リース会計専門委員会に委員・オブザーバーを派遣、同専門委員会において当協会が客観的に取りまとめた意見やユーザー調査の結果等を発信

(3) 法律

リースは、リース業法やリース取引法といった規制法がなく、契約自由の原則の下、ユーザーとリース会社間の合意によって契約が成立します。規制法がないことにより、リースは顧客の要望に応じた柔軟な取引をすることができ、リースが発展してきた要素の一つと考えられます。

一方、リースの自由な経済環境を守るためには、法的な課題が生じた場合に、当協会及び 会員会社が自律的な対応をすることが求められます。当協会では、自主規制規則やガイドラ インを制定し、会員会社はこれらを遵守しています。

また、環境関連法制への対応、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策(以下 AML/CFT²¹といいます。)といった重要な法的な課題もありますが、いずれも 2000 年代以降 にクローズアップされました。

当協会では、法制委員会を中心にリースの法的な課題、AML/CFTの調査研究を行うとともに、小口リース取引に係る課題は小口リース取引自主規制委員会において、環境関連法制は環境委員会において調査研究を行っていますが、これらの委員会の調査研究成果を踏まえ関係当局等に対する提言活動を行うほか、自主規制規則やガイドラインの運用状況を確認し、その結果を理事会に報告しています。

①リース契約書(参考)と法制化対応

わが国にリースが導入された初期において、リース契約に定める個々の規定の有効性が裁判で争われましたが、今日では、関係者においてリース契約への理解が進み、判例の蓄積等もあり、リースの慣習法が確立されています。この過程において、当協会が作成しているリース契約書(参考)(1988年作成、1997年改訂、2002年一部改訂、2018年改訂)²²が大きく貢献しています。その中では、「リースの基本的な要素は賃貸借的側面にあり、リース契約は「賃貸借」を中核とし、金融・サービスの側面をも包含した新たな契約類型」とした上で、リース取引の基本的要素(図表 27)を示しています。

法務省において、民法(債権関係)規定の改正が検討された際に(2009年~2015年、改正法は2020年4月1日施行)、ファイナンス・リース契約を民法に規定する提案がされましたが、当協会は、リース契約書(参考)の内容に準じたリース契約書が広く普及し、リースの慣習法が確立している中で、民法にファイナンス・リース契約を規定する必要性がなく、

²¹ Anti Money Laundering(資金洗浄対策)/ Countering the Financing of Terrorism(テロ資金 供与対策)の略称です。

²² 1983 年から 1987 年にかけて、①リースの法的側面、②ファイナンス・リース契約の基本的 要素、③会員会社のリース契約書の比較等の調査研究を行い、その成果として、「リース標準 契約書」とその関連文書である「標準物件借受書」、「標準注文書・注文請書」を作成しました。1988 年当時は「リース標準契約書」としていましたが、2008 年に名称を変更しています。1997 年改訂は前述した旧リース会計基準でファイナンス・リースが「売買」とされ、リース契約の当事者の意思等から掛け離れた方向に進んでいることが懸念されたことから、リース契約に対する正しい理解と認識を普及する必要性から内容を再点検して改訂をしました。2018 年改訂は 2020 年 4 月 1 日から施行される改正民法に対応した改訂をしました。

倒産法等に影響が及ぶ懸念等があることから、法制化に強く反対し、関係方面の理解を得て、 民法(債権関係)の改正規定にファイナンス・リース契約に関する規定が盛り込まれない結果となりました。

2021 年 4 月から、法制審議会・担保法制部会において、担保法制の見直しに関する検討が開始され、ファイナンス・リース契約の法制化が論点の一つとして掲げられることが想定されます。当協会においては、今後、法制化は不要である旨の提言を取りまとめて、関係方面に理解をいただく活動をする予定としています。

図表 27 リース取引の基本的要素

- A. リース会社は、ユーザー指定の物件をユーザー指定のサプライヤーから購入し、ユーザーにその使用を認める。【物件の選択権】
- B. 物件の所有権はリース会社が有する。【物件の所有権】
- C. リース料には、物件の購入代金、資金コスト(利息)、諸費用、手数料等のおおむね全部が含まれている。【全額回収】
- D. リース契約は、リース期間中、解除することができない。【中途解約禁止】
- E. 物件の保守・修繕義務はユーザーが負担する。【保守・修繕義務】
- F. リース会社は、物件の滅失、毀損等の危険負担、瑕疵担保責任²³を負わない。 【リース会社の免責事項】

②自主規制規則・ガイドラインの制定

小口リース取引²⁴においてサプライヤーの販売方法に起因する顧客の苦情が 2000 年代に 多発し、法曹界から小口リース取引の規制法を制定すべきとの意見もありました。当協会は、 2005 年以降、小口リース取引の苦情の極小化を目指した対応策を講じてきましたが、 2011 年 11 月に「サプライヤー情報交換制度」の運用を開始し、会員会社間において苦情が発生等しているサプライヤーを情報共有しています。

これらの対応策をさらに強化するために、2015 年 1 月に、「小ロリース取引に係る自主規制規則」を制定しました。今日では、小口リース取引に係る苦情は大きく減少しており(図表 28 参照)、規制法制定の動きは下火になりました。

2010 年代は、大規模な自然災害が多く発生し、会員会社において被災したユーザーに配慮した対応(リース料の支払猶予等)が行われてきましたが、2019 年 5 月に、これまでの会員会社の取組を取りまとめて、「自然災害発生時におけるリース会社のユーザー対応等に関するガイドライン」を制定するとともに、リース契約締結時における経営者保証の削減を目指す

_

²³ 2020 年 4 月 1 日から施行されている改正民法では「瑕疵」という用語が削除され「契約不適合」という考え方が導入されています。リース契約書(参考)2018 年改訂においては、「物件の品質等の不適合」としています。

²⁴ リース会社とサプライヤー(販売店)との間の業務提携により、専ら事業者(法人または個人事業者)を対象として、比較的少額な案件を中心に行われるリース取引のことをいいます。この取引の特徴としては、一般的には、①サプライヤーはリース会社に顧客を斡旋する、②リース会社はサプライヤーにリース契約締結に関する事務手続を行わせるなどとなっており、顧客は、顧客が事業のために使用する目的で選定した機器などについて、簡便な手続きによりリースで導入することができるという利便性が享受できます。

ことを目的として、「中小企業向けのリース契約に関する経営者保証ガイドライン」を制定し、 2020年1月から施行しました。



図表 28 小口リース取引に係る顧客の苦情件数の推移

3環境関連法制

リース期間が終了し、ユーザーからリース会社にリース物件が返還された場合は、リース 会社がその物件(以下「リース終了物件」といいます。)を環境関連法制に則して処分します。

リース終了物件の特性として、①事業活動に伴い排出されるものであること、②物件やその素材が多種多様であること、③日本全国に散在していることが挙げられます。

リース終了物件の処分に関する基本的な法律は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」といいます。)です。多くのリース終了物件は同法の産業廃棄物²⁵として適正な処分が求められます。一方、廃棄物を巡る社会環境が厳しくなる中で、廃棄物処理法が改正される都度、その規制や罰則が強化されています。当協会では、1997年の廃棄物処理法の改正²⁶を契機として、会員会社における廃棄物処理の適正処理を促進するために、会員会社への情報提供、ユーザー向け啓発パンフレットの作成・頒布を行っています。

リース終了物件には、廃棄物処理法の対象外となるもの(自動車、家電製品)、フロン類等の物質が使用されているもの、売却に際して特別の法律があるもの(医療機器)があります。 これらは、特別の法律に従って取り扱う必要があります、当協会において、リース終了物件の処分・売却をする際の留意事項等について、関係省庁に確認を行い、随時、情報提供をしています。

また、廃棄物処理法の規制に上乗せする規制²⁷を定める条例を制定している地方自治体があります。リース会社がリース終了物件を処分する際に、廃棄物処理法に加えて条例に定め

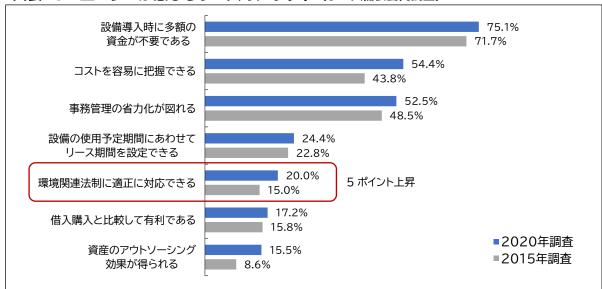
²⁵ 廃棄物処理法において、産業廃棄物は「事業活動に伴って生じた廃棄物であって、政令で定めるもの」とされています。

²⁶ ①許可業者以外の産業廃棄物処理の受託禁止、②産業廃棄物を委託により処理する場合、排出事業者による産業廃棄物管理票の交付義務、③不法投棄等の罰則強化が盛り込まれました。

²⁷ 例えば、東京都から A 県に所在する産業廃棄物処理業者にリース終了物件の処分を委託する場合、A 県に産業廃棄物を搬入する前に協議するといった規制があります。

る基準に従う必要があります。当協会では、廃棄物処理に関連する条例の制定状況等を確認するために、2003年以降、毎年、廃棄物処理法により権限を委任されている地方自治体²⁸を対象とした「産業廃棄物処理に関する行政調査」を実施し、リース終了物件の適正処理に活用されています。

リース終了物件の処理は、リース会社にとって煩雑な手続きが必要となりますが、産業界において環境に対する意識が高くなる中で、ユーザーのリースの評価につながる重要な要素となっています(図表 29 参照)。



図表 29 ユーザーが感じるリースのメリット (リース需要動向調査)

4AML/CFT

AML は、3

AML は、犯罪収益が将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・拡大に使用されることを防止することを目的としており、CFT はテロリストへの資金供給ルートを遮断し、テロ行為を未然に防止することを目的としています。資金洗浄やテロリストへの資金供与は、経済社会の持続的な発展を阻害するものであり、官民が一体となって AML/CFT を推進する必要があります。

AML/CFT は、国際的な枠組みである FATF²⁹が策定する基準に従って実施されています。 わが国では、2008 年に全面的に施行された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以 下「犯収法」といいます。)を中心に AML/CFT が実施されており、ファイナンス・リース事 業者は犯収法の特定事業者として、顧客等の本人特定事項の確認等が義務づけられています。

当協会は、AML/CFT に貢献するために、ファイナンス・リース事業者に係る AML/CFT に関する調査研究を実施するとともに、2008 年 2 月にユーザー向け啓発パンフレット(最終改訂 2016 年 3 月)を作成・頒布して、顧客の AML/CFT への理解を促進する活動をしてい

²⁸ 2020年に実施した調査では、廃棄物処理法により権限を委任されているすべての地方自治体(47 都道府県及び80市)に調査を実施し、すべての地方自治体から回答をいただきました。

²⁹ Financial Action Task Force(金融活動作業部会)の略称です。わが国を含む 35 か国と 2 国際機関が参加しています。各国の AML/CFT の実施状況は、FATF 加盟国が相互に審査する体制となっており、わが国に対しては、これまでに 4 回の相互審査が実施されています。

ますが、協会及び会員会社における AML/CFT の取組をさらに強化するため、2019 年 9 月 に「ファイナンス・リース事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に 関するガイドライン」を制定しました。

(4) 制度

協会設立から今日までの50年の歴史の中で、リースを取り巻く制度が変化しています。

1960 年代から 1970 年代にかけて、わが国の資本自由化が進められ、リース業への資本参加が段階的に撤廃されました。この自由化により、国内のリース会社及びメーカー等の関連産業の発展を阻害されかねないという危惧が生じました。

リース事業は、ユーザーが指定した設備を購入し、リース期間にわたって投下した資金を回収することから、多額の資金が必要となる事業です。1990年代半ばまでは、ほとんどのリース会社が金融機関から資金を調達し、証券市場や投資家から資金を調達すること(以下「直接調達」といいます。)は、制度上、極めて困難な状況にありました。1990年代半ばに、直接調達の規制緩和が進み、リース会社の直接調達が拡大しました。また、1970年代以降、リースを活用した国の政策が講じられてきました。

当協会は、これらの制度に対し、関係省庁等への提言を行い、政策の企画・運用において、 リースの専門的知見による助言等をしてきました。

①資本自由化

1960年代に、わが国の経済は発展した一方、海外各国から資本自由化30の要請が強くなりました。このような中、政府としては、資本自由化を拡大することが長期的にみて、わが国経済の体質を強化するとの認識のもと、段階的に資本自由化が進められました。

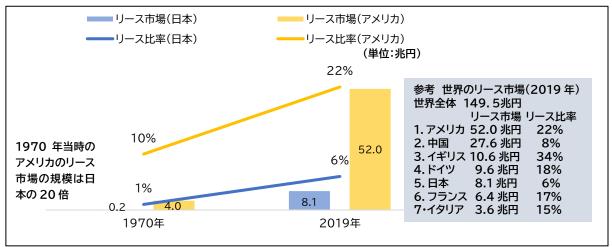
リース業については、1971 年 8 月の第 4 次資本自由化において、条件付き³¹で 50%自由化が行われ、1973 年 5 月の第 5 次資本自由化では、電算機リース以外のリース業の 100%自由化が実施されました。1975 年 12 月には電算機リース業についても 100%自由化となりました。

-

^{30 1945} 年以降、外国資本のわが国企業への資本参加は原則として禁止されていましたが、これを自由化することを意味します。

^{31 「}同業種主義」が条件とされ、具体的には、合弁による新企業の日本側出資企業はリース業を営むものとされていました。「リース業」の定義は日本標準産業分類によるとされましたが、「リース業」が明示されていませんでした。1972年に「大分類 サービス業 中分類 74 物品賃貸業 小分類 741 各種物品賃貸業」の中に位置づけられることになりましたが、当協会の提言により、1975年に細分類として「7411総合リース業」(1993年改訂「7911総合リース業」)が明記されることになりました。その後、総合リース業は、2013年に、米国の産業分類に準じて、「物品賃貸業」が大分類に格上げされ、「大分類 K 不動産業・物品賃貸業 中分類 70 物品賃貸業 小分類 701 各種物品賃貸業 細分類 7011総合リース業」として位置づけられています。日本標準産業分類は、本来は統計上の産業分類で利用することを目的としていますが、各種政策において、適用する業種を設定する際に利用されており、日本産業分類における業種の位置づけは重要な意義があります。

資本自由化により、わが国リース産業及びメーカー等の関連産業の発展を阻害されかねないという危惧が生じたことから(図表 30 参照)、当協会として、100%の資本自由化は時期尚早である旨の提言をしましたが、上記のとおり資本自由化が進められました。結果として、その後わが国のリース産業は大きく成長しました。



図表 30 日本と米国のリース市場の規模 (1970年・2019年対比)

注)1970年は当協会の提言書に記載されていた数値(リース取扱高ベース)、2019年は World Leasing Yearbook 2021 に掲載された数値 (リース設備投資額ベース) を円換算しました。日本の数値は連結ベースのリース設備投資額 (国内) と割賦・延払取引を加算したものと推定されます。リース比率は民間設備投資に占めるリースの割合を表します。

②資金調達に係る規制緩和

リース会社が貸金業を兼営している場合、1954年に制定された「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」(以下「出資法」といいます。)の規定³²により、社債による直接調達が極めて困難な状況にあり、1987年に、わが国において、コマーシャル・ペーパー(以下「CP」といいます。)の発行が解禁されたものの、リース会社の CP 発行は、当面見合わせることとされました。

当協会の規制緩和要望により、1993 年 6 月にリース会社の CP 発行が解禁されたものの、「賃貸資産の購入や自社設備投資に限る。」といった資金使途制限や厳格な口座管理義務が課されていました。当協会は、規制の完全撤廃を求める要望を関係方面に対して行いましたが、規制の撤廃に難色を示す関係者もいたため、結果として、1999 年 5 月に「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」(以下「ノンバンク社債法」といいます。)が施行され、貸金業を兼営するリース会社は、ノンバンク社債法に基づく登録及び情報開示を条件

-

³² 出資法第2条第3項(ノンバンク社債法制定により削除)は、「主として金銭の貸付けの業務を営む株式会社が社債の発行により、不特定かつ多数の者から貸付け資金を受け入れるときは、業として預り金をするものとみなす。」と規定され、同第1項で「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者(補注:金融機関等)を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。」とされていたことから、この規定に基づき、貸金業を兼営するリース会社の社債発行は、設備購入目的に限られ、かつ、厳格な口座管理が必要だったため、社債発行は極めて困難な状況にありました。

として、社債・CPの発行が資金使途制限等なしに認められることになりました。

1990 年代は、リース債権の流動化による資金調達が大きく前進しました。1991 年 4 月に 産業構造審議会リース産業部会³³の提言において、「リース会社の社債・CP の発行自由化」と「リース資産の流動化の促進」が盛り込まれましたが、これを踏まえ、通商産業省において、リース債権の流動化の法的措置の整備が検討され、リース債権・クレジット債権を対象とした債権流動化の特別法として、1992 年 6 月に「特定債権等に係る事業の規制に関する法律」(以下「特債法」といいます。)が公布され、1993 年 6 月に施行されました。

特債法では、債権を流動化する際の第三者対抗要件の具備を「公告」という簡便な方法で行うことができる一方で、流動化商品の購入者を保護するために、特定事業者(リース会社等)に対する「特定債権譲渡等計画」の届出義務、流動化した債権の受け皿となる「特定債権等譲受業者」や流動化商品を販売する「小口債権販売業者」に対する規制(許可制)を設けていました。特債法を活用した資金調達額は28.3 兆円(1993年度~2003年度におけるリース債権・クレジット債権の流動化累計)に及びましたが、債権流動化に関連する一般的な法律(債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律、資産の流動化に関する法律)が整備されたこともあり、その役割を終えて2004年3月に廃止されました。

③リースを活用した政策

リースを活用した主な政策として、「信用保険制度」、「投資減税制度」、「政策融資制度」、「補助金制度」が実施されてきましたが、1970年代から実施された制度は、ファイナンス・リースを活用したものでした。2010年代以降は、オペレーティング・リースに着目した残価補償制度が創設されました(図表 31 参照)。

会員会社は、これらの制度を活用して、政策の推進を担うとともに、ユーザーの設備の近代化、高度化、脱炭素化に貢献してきました。また、当協会は、これらの制度の創設及び運用に際して、リースの専門的知見による提言及び助言をしてきました。

_

³³ 通商産業大臣の諮問機関です。リース産業のわが国経済における重要性が増してきたことから、通商産業省では、わが国の産業政策・経済政策を遂行するにあたり、リース産業を取り巻く環境変化、課題等を明らかにし、リース産業の将来を展望することが必要不可欠と考え、1990年2月に設置されました。そこでは、リースの法的性格、わが国リース会計のあり方、税務問題の解決のあり方についても審議され、解決の方向づけが示されました。

図表 31 リースを活用した政策(例)

分類	内容	制度名
信用保険制度	ユーザーのリース料不払いに対 し、不払額の 50%を補填	・機械類信用保険制度(1973 年〜2003 年)・低炭素設備リース信用保険制度(2011 年〜)
投資減税制度	(国税) ユーザーが政策目的に合致した 設備投資をした場合、リース料総 額の一定割合を税額控除	・メカトロ税制 ³⁴ (1984 年〜2002 年) ・税額控除制度に所有権移転外 FL が適用 ³⁵ (2008 年〜)
	(地方税) ユーザーが政策目的に合致した 設備をリースで導入した場合に、 設備の所有者であるリース会社 に課される固定資産税を非課税 または軽減	 ・公害防止機器の固定資産税非課税(1974年) ・国内線に就航する航空機に係る固定資産税課税標準特例措置(1997年~) ・中小企業経営強化法(2016年~2019年)及び生産性向上特別措置法に基づく固定資産税特例措置(2018年~)
政策融資制度	リース会社に低利融資し、金利相 当部分のリース料を低廉化	・国民生活関連機器リース金融措置 (1970 年〜1975 年)
補助金制度	リース料または設備価額に補助 金を交付、補助金相当額のリース 料を低廉化	・食品等製造設備リース助成制度(1979年) ・エコリース促進事業(2011年〜2021年)、ESG リース促進事業(2021年〜) ・被災中小企業復興支援リース補助事業 (2011年〜2018年)
残価補償制度	OLのリース期間終了後、リース会社に残価損失が発生した場合に、その一部を補填	・リース手法を活用した先端設備等導入促進補 償制度推進事業(2014年~2016年) ・先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業 (2021年~)
その他	外貨削減を目的とした航空機の 緊急輸入においてリース活用	・国際航空機リース制度(1978 年〜1979 年)
	リース会社に設備資金を無利息 で預託、リース料の低廉化を図る とともに、ユーザー倒産時に預託 金の一部を返還免除(信用補完)	・戦略的情報機器等整備事業 (2000 年〜2011 年)

-

³⁴ 当協会の提言により投資減税制度に初めてリースが適用されました。メカトロ税制の創設以降、投資減税制度でリースの適用が進みました。

^{35 2008} 年のリース会計基準及び税制の変更により、所有権移転外 FL は、税制上、「売買」とされたことから、設備投資減税制度において、ユーザーは設備を取得したものとみなされ、取得に係るすべての税額控除制度を適用できるようになりました。

さいごに

本稿では、当協会の設立から今日に至るまでの歴史を振り返りましたが、会員会社の先達の皆様方が、リースの重要課題に真摯に向き合い、リース産業のみならず、ユーザー及び関連産業への影響、延いてはわが国経済の発展のために心を砕いてきたこと、そして、リースの根幹に係る重要な課題に対し、会員会社の叡智を結集して対応してきたことをご理解いただき、本稿が会員会社の役職員並びに関係者の皆様方の一助となれば幸いです。

2020 年代は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、厳しい経済環境下で始まりましたが、このような環境にあっても、リースの可能性、将来の発展を信じて、リースに強い関心を持ち、リース産業の門を叩く若い世代がいることは心強く感じます。将来のリース産業を担う世代におかれましては、リース産業のさらなる発展に向けて、リースが歩んできた路を考察いただきたいと考えております。

リースは柔軟な取引であり、顧客に寄り添いながら発展してきました。今後、わが国において、2050年のカーボンニュートラルを目指した環境関連投資や DX (デジタルトランスフォーメーション) 分野の投資が活性化することが期待され、さらには宇宙分野でもリースの活用が検討されており、リース事業は未来に向かって拡大していくことが期待されます。

一方で、当協会の設立趣意書を冒頭でご紹介しましたが、そこで示された課題の中には、 解決されたものがある一方で、経済社会の変化により、未だに解決されていないものもあり ます。

当協会は、調査研究等の事業を通じて、これらの課題解決と新たなリース事業分野の拡大に伴う課題解決に努め、わが国経済の発展に貢献してまいります。

以上

コラム: 当協会組織の紹介① 理事会

理事会は、理事及び監事で構成され、事業計画、収支予算等の策定といった当協会の運営、リース及びリース事業に関する調査研究に基づく提言等の重要な業務の執行に関する事項を審議しています。第1回理事会(1971年10月15日開催)から数えて514回の理事会(2021年4月21日現在)が開催されています。

理事及び監事は、リース会社の経営者であり、その経験を活かし、当協会の運営に関与 いただいています。

2020 年は、コロナ禍の中、協会創設以来始めての書面での定時総会を開催し、Web 方式による理事会を開催して協会の運営及び重要な課題を審議するなど、理事会の運営に腐心しました。引き続き、リース会計をはじめとする重要課題がありますが、理事会の審議を通じて、課題の解決に努めてまいります。

会 長 津原 周作(みずほリース社長)

コラム: 当協会組織の紹介② 企画委員会

当協会設立当初は総務委員会として設置され、2002 年に行われた当協会の組織改革の際に、企画委員会に名称を変更しました。企画委員会は、リース及びリース事業に係る基本的課題の調査研究並びに提言、各委員会の調査研究成果の理事会への提言、研修事業、入会申込者の理事会前審査、当協会の運営に関することを所管しています。

企画委員会の委員は、リース会社の経営の中枢に携わり、その経験を活かし、企画委員 会の審議に関与いただいています。

2020年は、コロナ禍の中、理事会同様に Web 方式による委員会を開催しましたが、理事会を補佐する委員会として、その役割を充実させてまいります。

委員長 丸山 伸一郎(みずほリース取締役)